

成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）  
審査要項

平成 28 年 3 月 17 日  
成長分野を支える情報技術人材の  
育成拠点の形成（enPiT）事業委員会

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」における中核拠点を中心とした各分野の取組の選定に係る審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」（以下「本事業」という。）における中核拠点を中心とした各分野の取組の選定に係る審査は、外部有識者からなる「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により、選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

1 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議により行う。

## Ⅱ 審査方針

### 1 評価項目

「成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）」における中核拠点を中心とした各分野の取組の選定にあたっては、以下の点に留意して審査を行う。

#### （1）【大学間・産業界等との連携体制の構築】

本プログラムは産学の教育ネットワークを形成して、情報技術分野における実践教育を推進・普及していくことを目的としているので、形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校（中核拠点）を中心として連携校や産業界等との連携体制が構築されているか。

- ① 当該分野における実践教育を円滑に遂行する上で必要なマネジメント体制が、中核拠点を中心として適切に整備されているか。
- ② 大学及び連携企業等において、人材育成・ネットワーク形成のための役割分担が明確にされているか。
- ③ 補助事業期間中の各年度について、人材育成・ネットワーク形成のための活動計画が適切に立てられているか。
- ④ 経費の使途や支出計画が適切であり、費用対効果の高い取り組み内容となっているか。

#### （2）【学部段階での効果的な実践教育】

ネットワークを形成する大学及び企業等が緊密な連携体制を構築し、中核拠点・連携校に加え広く他大学（参加校）からの学生も含め学部3～4年の学生を主な対象として実践教育を行う内容となっているか。また、実践教育の実施方法及び手段が当該分野の育成する人材像をふまえた効果的なものとなっているか。学部学生に対して効果的な実践教育を行っているための工夫がなされているか。

- ① 実践教育の実施内容や実施計画が、育成する人材像や対象学生を踏まえた効果的で適切な内容となっているか。（学部卒業後に大学院に進学する場合も、社会に出る場合も、いずれにしても学部教育の段階で学生が実践的な力を身につけることの重要性をふまえた内容になっているか。）
- ② 実践教育の指導体制が、教育内容や方法に照らして、十分な能力を有する適切なもので構成されているか。

(3) 【具体的な教育課程の構想】

実施する教育についてのシラバスの案やプログラム・カリキュラムのデザイン・構築についての案、どのように学部教育のカリキュラムの中に組み込んでいく予定なのか、などの具体的な構想となっているか。

(4) 【大学間・産業界等との明確な役割分担、協力体制】

実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業等の間で明確なコミットメントを得ているとともに、役割分担や協力内容が明らかにされているか。また、連携する企業については、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業等、幅広い関係企業を含んでいるか。

- ① 実践教育の実施にあたり、連携企業等の協力内容が明確になっているか。
- ② 連携企業等には、情報サービス企業のみならず、情報技術を利活用する企業等、幅広い関係企業が含まれているか。

(5) 【適切な規模での人材育成計画】

代表校（中核拠点）や連携校を超えた、適切な規模の相当数の学生に対して実践教育を行う実現可能性の高い計画となっているか。また、そのための仕組みを構築しているか。

- ① 補助事業期間中の各年度について、実践教育に参加する参加校数や学生数の見通しが明確になっているとともに、学生数が全国の大学の実践教育の場として適切な規模となっているか。
- ② 参加校を増やす工夫や全国の学生を受け入れるための工夫がなされ、開かれた教育体制を構築しているか。

(6) 【実践教育を行う人材育成機能の強化】

実践教育を広く全国に普及させるため、代表校（中核拠点）や連携校の教員はもとより、それ以外の大学の教員も対象とした実践教育に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る計画となっているか。

- ① 中核拠点や連携校以外の大学教員を含め、取組に係る教員等へのファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施体制及び内容・方法等が明確であり、かつ適切であるか。

(7) 【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

定量的な複数の明確な指標をもちいて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的かつ実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定しているか。（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。）

(8) 【内部・外部評価体制の構築】

具体的な教育効果の検証を行うための明確な成果指標を設定し、自己点検評価を徹底するとともに、活動状況を客観的に検証・評価するために、関係大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者からの検証・評価を実施する仕組みを構築しているか。

(9) 【運営拠点や他分野との連携】

文部科学省が別途選定する本プログラムの運営拠点が示す事業計画を踏まえた申請となっているか。運営拠点や他分野との協力関係を構築し、本プログラム一体としてネットワーク形成・人材育成を推進する意欲的な内容となっているか。

(10) 【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成したネットワークについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う計画となっており、そのための具体的な工夫が計画されているか。

- ① 実践教育への学生の継続的な参加、産業界との連携の継続及び必要な経費の確保等について、支援期間終了後も自立的かつ発展的にネットワークの活動を継続するための明確な方針及び計画が示されているか。

2 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

基準
A：非常に優れている
B：優れている
C：妥当である
D：やや不十分である
E：不十分である

### Ⅲ その他

#### 1 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) 上記にかかわらず、委員会が公開することが適当と判断した場合は、公開することができる。
- (3) 選定された取組は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員会の委員の氏名は審査終了後の適切な時期に公表することとする。

#### 2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わることはできないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ 委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

#### 3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

